



収 入 伝 票

会派名： 清正会



伝票作成日	平成30年11月12日	
収入決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目		
金 額	30,190円	
内 容	政務活動費が入金されるまでの借入金	
支払者	谷 祐治	
収入年月日	平成30年11月12日	
摘 要	平成30年度政務活動費が入金されるまでに発生する支払いのために借り入れるもの	



#####		267825		
30.11.01 A	ご新規		0	¥0 1131
30.11.12 A			30,190	¥30,190 1131
30.11.13 D		30,190		¥0 1130
30.12.19 A			2,431	¥2,431 1131
10.12.29 B	お振込 株式会社ヒタチ		350,000	¥352,431 113A
30.12.25 D		30,190		¥322,241 1130
30.12.25 D		2,431		¥319,810 1130
31.01.11 D		8,648		¥311,162 1131
31.01.11 D		27,860		¥283,302 1131
31.01.21 E	クレジット	4,864	ヒタチキャピタル	¥278,438 1131
31.02.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥276,006 1131
<hr/>				
31.03.07 D		3,570		¥272,436 1131
31.03.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥270,004 113B
31.04.15 B	お振込 株式会社ヒタチ		70,000	¥340,004 113B
31.04.22 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥337,572 113B




支出伝票

会派名： 清正会

伝票作成日	平成30年11月13日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
		
科目	調査研究費	
金額	30,190円	
内容	会派行政視察 旅費	
支払先	谷 祐治	
支出年月日	平成30年11月13日	
摘要	細部は、別紙「旅費明細書」参照	
領収書 添付欄	別添のとおり	

旅費明細書

旅 費 明 細 書

氏 名 (1人)	氏 名	旅 費	請求印	請求日	
	谷 祐治	30,190		平成30年11月13日	
出張先	①富士市役所(静岡県富士市永田町1丁目100番地) ②世田谷区役所(東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号)				
期 間	平成30年11月15日(木)				
用 件	行政視察 ①富士市事前都市復興計画について ②ユニバーサルデザインのまちづくりについて				
旅費額 (1人当り)	交通費		円	旅費総額(1人分)	
	車賃		円		30,190 円
	旅行雑費	別紙明細のとおり	円	認 印	
	宿泊料		円		代 表 者
	合 計		円		経 理 責 任 者
備 考					

旅費支出のチェックシート

※市外旅費を支出するとき、支出命令書に必ず添付してください。

適正	該当 なし	チェック項目	内 容	旅費マニュアル
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	公共交通機関の通勤手当を支給している区間を含む旅行をする場合に、その区間分の旅費を支給していないか。	公共交通機関(電車やバス等)の通勤手当を支給している区間は旅費の支給対象外となる。	15ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	シーズン別の指定席特急料金(繁忙期・閑散期)に応じた支給が来ているか。	繁忙期、通常期、閑散期の設定期間を確認する。	6ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	宿泊を伴う旅行の場合、用務地から宿泊施設までの移動に係る経費は、定額宿泊料の範囲内となっているか。	用務地から宿泊施設までの移動に係る経費(往復)と宿泊料金の合計が定額宿泊料の範囲内であること。	13ページ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同一特急で乗車区間が片道50キロメートルに満たない場合に特急料金を支給していないか。	原則として、片道50キロメートルに満たない場合は特急料金は支給しない。 <例外的に支給する場合> 新幹線利用で「ひかり」から「こだま」に乗り継ぐようなとき、「ひかり」の乗車駅から「こだま」の下車駅までの特急料金を支給しても差し支えない。	5ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	食卓料は適正に計算されているか	宿泊研修等で宿泊料の調整をするときや見積による宿泊旅行で、夕食代、朝食代が含まれていない場合は食卓料を支給する。(夕食代、朝食代のいずれかのみが含まれていない場合は、定額の半額を支給する。) (定額:市長等2,600円、一般の職員2,200円)	13~14ページ
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	往復割の適用を行っているか?	往復で使用する区間で片道の営業キロが601Kmを超える場合は運賃に0.9を乗じ、10円未満を切り捨てる。	6ページ
<input checked="" type="checkbox"/>		その他の項目についても、旅費マニュアルに従って旅行命令書が作成されていることを確認したか。		
<input checked="" type="checkbox"/>		旅行者本人が行程や通勤手当との重複区間等を確認したか。		

出納員確認印



平成30年度 大津市議会 志成会 行政視察研修旅費計算書










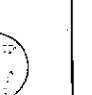

日 程 平成30年11月15日(木)

視 察 先 富士市役所(静岡県富士市永田町1丁目100番地)
世田谷区役所(東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号)

〈 旅 費 〉 30,190 円

谷 祐治 議員 30,190


月 日	交通機関	発駅(地)名 着駅(地)名		鉄 道 等		特急運賃 急行運賃	車 賃	宿泊料	食卓料等	宿 泊 地 備 考	
		キロ数	運 賃								
11月15日	JR	発 大津京	着 渋谷	513.5	¥8,210					直出勤 運賃計算:513.5km	
	JR	発 大津京	着 京都	378.3	—	¥4,420 閑散期				運賃は「大津京→渋谷」で計上済み	
		発 京都	着 静岡								
		発 静岡	着 富士(途中下車)								
	バス (富士急静岡バス)	発 富士駅前	着 富士市役所	3.5	¥260					富士市視察	
	バス (富士市まちなか循環バス)	発 富士市役所	着 新富士駅	3.1	¥350						
	JR	発 新富士(再乗車)	着 品川	148.6		¥2,800 閑散期				運賃は「大津京→渋谷」で計上済み	
		発 品川	着 渋谷								
	バス (小田急バス)	発 渋谷駅	着 世田谷区役所入口	5.1	¥220					世田谷区視察	
	バス (小田急バス)	発 世田谷区役所入口	着 渋谷駅	5.1	¥220						
JR	発 渋谷	着 品川	524.9	¥8,210	¥5,500 閑散期				運賃計算:513.5km		
	発 品川	着 京都									
	発 京都	着 大津京									
小 計					¥17,470	¥12,720	¥0	¥0	¥0		
							計 金	¥30,190			

議長 副議長		局長	次長	合議				担当		
										

視察研修結果報告書

平成 30 年 12 月 14 日

大津市議会議長
中野 治郎 様

清正会
代表 谷 祐治 

視察・研修の結果について（報告）

本会派が視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 期 間 平成30年11月15日（木）
2. 視察研修先 ① 富士市役所（静岡県富士市永田町1丁目100番地）
② 世田谷区役所（東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号）
3. 目 的 行政視察
4. 調査研究内容 ① 富士市事前都市復興計画について
② ユニバーサルデザインのまちづくりについて
5. 参加議員 谷 祐治



清 正 会 行 政 視 察 報 告 書

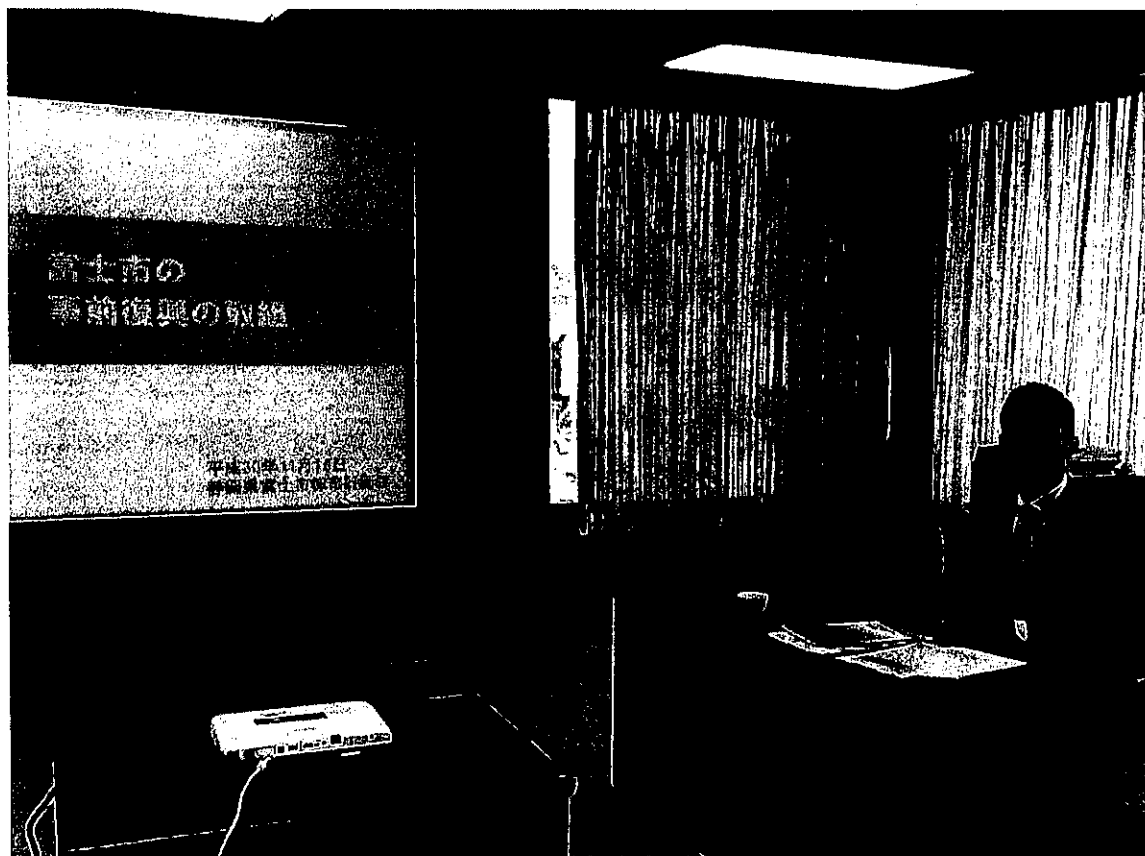
視察日時 平成30年11月15日(水) 10:00~11:30

視察人員 清正会 谷 祐治

調査事項 富士市事前都市復興計画について

視察先 静岡県富士市

視察対応 都市整備部 都市計画課 課長 養木 真一 氏
同課 都市政策担当 主幹 前田 貴弘 氏



【富士市役所にて】

(富士市事前都市復興計画について)

1. 事前復興計画の策定に至った経緯について（必要性に対する認識について）

(1) 南海トラフを震源とする巨大地震への危機感の高まり

- ・平成25年度に静岡県によって「第四次地震被害想定」が公表される。
- ・レベル2の地震津波が発生した場合、富士市でも甚大な被害が想定される。
- ・防災・減災に加え、発災後の「復興」に関する取り組みが必要になった。

(2) 安全・安心なまちづくりを望む声

- ・平成23年度（3.11以降）まちづくりに関するアンケート調査を実施。
- ・多くの市民が「災害に対して安全・安心なまちづくり」を熱望。
- ・都市計画マスタープランの基本方針のひとつに「都市防災」が位置づけられる。

(3) 東日本大震災の被災自治体における復興の遅れ

- ・発災後の混乱の中、被災自治体の多くが住民との合意形成に苦慮。
- ・復興計画の策定に時間を要し、復興事業の着手が大幅に遅れた。
- ・復興まちづくりを加速させる必要があるとの認識が顕在化した。

以上の理由から、災害発生後の都市の復興について事前に考える事前都市復興の取り組みを展開し、真に災害に強いまちづくりの実現を図るため、計画は策定された。

2. 事前復興計画の策定が防災関連計画に及ぼす影響について

(1) 富士市地域防災計画との連携を図る

- ・富士市においては、市の地域に関わる防災に関し必要な事項を定める富士市地域防災計画が策定されている。
- ・富士市地域防災計画は、一般対策編・地震対策編・津波対策編・富士山火山対策編・資料編の5編から構成される。
- ・このうち、地震対策編に都市の復興に関する項目があるものの、形骸化していた。
- ・事前都市復興計画の策定によって、富士市地域防災計画により実効性の高い「都市復興」の考え方を盛り込み、被災した市街地等の迅速かつ円滑な復興を目指す方針が掲げられる。

(2) 都市計画班の創設

- ・計画策定により、富士市災害対策本部に都市計画班が創設された（平成29年度）。
- ・都市計画班は、都市政策部の各課人員により構成され、主に復興本部の設置や市街地の復興に関する役割を担う。

3. 復興まちづくり訓練を継続するうえでの課題について

(1) 事前都市復興の推進にあたっての課題

- ・幅広い世代の市民参画。
- ・有識者やコンサルタントとの継続的な連携。
- ・行政職員が事前復興の重要性を訴えても、ハード整備など喫緊の対応を求める住民には理解が得られにくい。そのため、有識者やコンサルタントから必要性について説明をいただくことが効果的である。
- ・都市計画部局と防災部局、産業・医療・福祉サイド等との連携強化。

4. 事前復興計画の実効性に対する検証について（計画の見直しについて）

- ・復興まちづくり訓練や庁内復興訓練等を実施され、課題が認識された場合、また、都市計画マスタープランの改定や被害想定の更新等があった場合、計画は適宜見直されることになる。
- ・富士市業務継続計画の作成ならびに富士市地域防災計画の更新内容等を同計画に反映させるため、職員行動マニュアルの改定が検討されている。

5. 所見

富士山と駿河湾が臨める風光明媚なまちであるということは、災害に対するリスクもそれだけ高いということであり、市民、事業者とも危機感を共有され、「真に災害に強いまちづくり」に取り組まれていることを、行政視察を通じて実感いたしました。

昨年度、富士市において実施された庁内復興訓練においては、建築制限区域を短時間で設定するための課題整理や復興まちづくりを優先的に進める区域（被災市街地復興推進地域）の設定等に取り組まれ、問題点を抽出し、意見交換を実施されるなど、計画の実効性に対する検証に継続して取り組まれています。発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、災害対策本部に復興本部の設置や市街地復興に関する役割を担う「都市計画班」を設置されていますが、災害時に想定される実務を訓練にて経験することは、業務継続計画の実効性を高めるうえにおいても、必要な取り組みであると考えます。

平成30年7月、国土交通省は「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定いたしました。このガイドラインは、復興事前準備の必要性と取組内容を明らかにし、地域防災計画と都市計画マスタープランへの位置づけ方法や復興まちづくりのための事前準備に関する計画策定等の留意点をまとめたもので、平成28年5月には「津波被害からの復興まちづくりガイドランス」、また、平成29年5月には「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」が策定されています。被災後は早期の復興まちづくりが求められるものの、大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などに直面することになります。

大津市においてはこれまでの間、業務継続計画や災害時受援計画を策定されるなど、災害対応力の強化に取り組まれてきましたが、大規模地震発生に備えた災害対応力の強化を図るため、復興事前準備についてもあわせて進めるべきと考えます。

大津市議会 清正会

谷 祐治

清 正 会 行 政 視 察 報 告 書

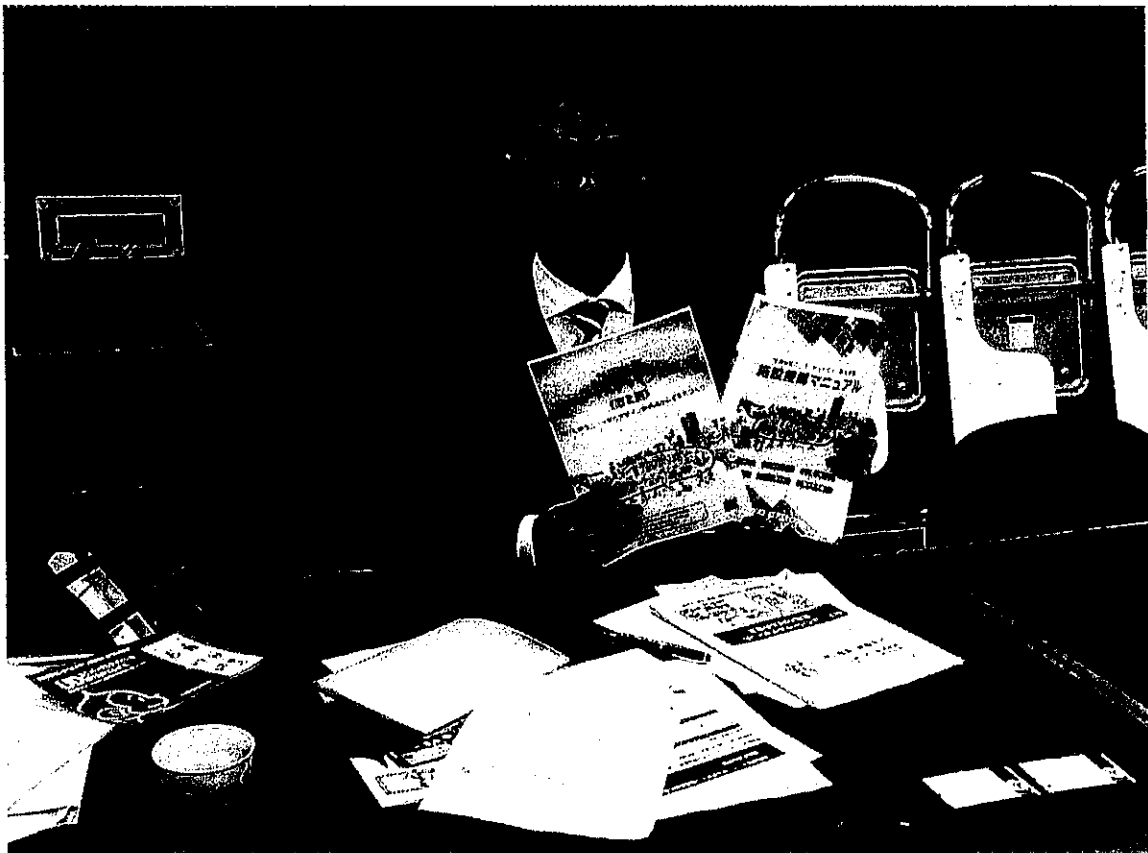
視察日時 平成 30 年 11 月 15 日 (水) 15 : 30 ~ 17 : 00

視察人員 清正会 谷 祐治

調査事項 ユニバーサルデザインのまちづくりについて

視察先 東京都世田谷区

視察対応 都市整備政策部 都市デザイン課長 清水 優子 氏
同課 都市デザイン企画調整担当係長 栗野 正樹 氏



【世田谷区役所にて】

(ユニバーサルデザインのまちづくりについて)

1. ユニバーサルデザイン推進条例がまちづくりに及ぼす効果について

ユニバーサルデザイン推進条例は、区、区民及び事業者の相互理解と協働のもと、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進することで、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会を実現することを目的としている。

世田谷区においては、ハード・ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進されており、その指針となるユニバーサルデザイン推進計画は、ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠として、区の基本構想・基本計画を踏まえて策定されている。

2. 公共的施設整備基準の策定方法について(専門的知見及び当事者意見の反映について)

専門的知見や当事者意見については、ユニバーサルデザイン生活環境整備審議会や区民意見募集等の機会を通じて反映されている。同整備基準については、東京都福祉のまちづくり条例の基準が適用されているが、集合住宅が多いという世田谷区の地域特性に鑑みて、特定公共的施設(公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるもので、規則で定める種類及び規模のもの)の用途面積を引き下げるなど、届け出対象となる施設を広げられている。

3. 公共的施設におけるユニバーサルデザイン適合状況と整備推進に向けた取り組みについて

(1) ユニバーサル推進条例に基づく届け出と適合状況

別紙1のとおり

(2) 整備推進に向けた取り組みについて

ユニバーサルデザインのまちをつくるという基本方針のもと、区立施設の改築・改修の機会を捉え、設計・施工の段階において、同デザインアドバイザーの知見も活用しながら、多様なニーズを持たれる施設利用者による点検、評価を実施されている。また、民間施設においても、同推進条例及びバリアフリー建築条例等に基づく審査・指導により、ユニバーサルデザイン整備は着実に推進されており、今年度からは、当該条例の遵守規準に適合していることを示す適合証(世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター「せたっち」をアイキャッチとして使用)を配付されている。

4. 障害者差別解消法に位置付けられた合理的配慮の状況について（ユニバーサルデザインの整備が不十分な既存公共施設における代替手段について）

別紙「障害者差別解消法に基づく対応状況 回答シート」による

5. 所見



東京都世田谷区においては、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会を実現させることを目指して、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例を施行されています。また、この条例に基づき世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画を策定されており、区、区民及び事業者相互の理解と協働を基盤として、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、点検・事後評価・改善を繰り返すスパイラルアップの仕組みによって、28ある施策・事業を着実に推進されています。

世田谷区役所においては、筆談器や対話を支援するための機器が多くの窓口に設置をされており、資料として提供くださったユニバーサルデザイン推進計画や視察対応くださった都市デザイン課職員の名刺には音声コードが印刷されてり、その位置がどこにあるか分かるよう、目印として切り欠きがなされていました。また、職員向けの接客・対応向上マニュアルにおいて、ユニバーサルデザインによる接客・接遇の向上に必要な取り組みを定めておられますが、区役所全体に「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という、ユニバーサルデザインの考え方が定着していることを実感いたしました。

国においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、国をあげてユニバーサルデザイン化を推進する方針があらためて示されました。大津市においても、公共施設のバリアフリーチェックに取り組むことで、施設ごとのバリアフリーにおける改良点や課題を抽出し、ソフト面での配慮、すなわち、合理的な配慮のあり方についてあわせて検討を行い、その結果を関係課で情報共有し、さらなるバリアフリーの推進に役立てる方針が示されていますが、ユニバーサルデザインの推進に資する施策・事業の体系化に取り組むべきと考えます。大津市障害者計画や大津市バリアフリー基本構想等で掲げるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進させ、大津市総合計画基本構想で掲げる、心豊かに暮らせる福祉が充実したまちづくりを実現していくうえにおいて、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく同推進計画に掲げられた諸施策・事業は大変参考になるものでした。

収入伝票

会派名： 清正会



伝票作成日	平成30年12月19日	
収入決定	代表者印	経理責任者印
		
科目		
金額	2,431円	
内容	政務活動費が入金されるまでの借入金	
支払者	谷 祐治	
収入年月日	平成30年12月19日	
摘要	平成30年度政務活動費が入金されるまでに発生する支払いのために借り入れるもの	



#####	267825		
30.11.01 A ぞ新規		0	¥0 1131
30.11.12 A		30,190	¥30,190 1131
30.11.13 D	30,190		¥0 1130
● 30.12.19 A		2,431	¥2,431 1131
30.12.20 B お振込 株式会社ヒタチキヤ		350,000	¥352,131 113A
30.12.25 D	30,190		¥322,241 1130
30.12.25 D	2,431		¥319,810 1130
31.01.11 D	8,648		¥311,162 1131
31.01.11 D	27,860		¥283,302 1131
31.01.21 E クレジット	4,864	ヒタチキヤビタル	¥278,438 1131
31.02.20 E クレジット	2,432	ヒタチキヤビタル	¥276,006 1131
<hr/>			
31.03.07 D	3,570		¥272,436 1131
31.03.20 E クレジット	2,432	ヒタチキヤビタル	¥270,004 113B
31.04.15 B お振込 オオツシキカイソウムカ		70,000	¥340,004 113B
31.04.22 E クレジット	2,432	ヒタチキヤビタル	¥337,572 113B

収 入 伝 票

会派名： 清正会

伝票作成日	平成30年12月20日	
収入決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目	政務活動費	
金 額	350,000円	
内 容	平成30年度政務活動費 (11月～3月分) (@70,000×1名×5ヶ月)	
支払者	大津市会計管理者	
収入年月日	平成30年12月20日	
摘 要		



#####	267825		
30.11.01 A	ご新規	0	¥0 1131
30.11.12 A		30,190	¥30,190 1131
30.11.13 D		30,190	¥0 1130
30.12.19 A		2,431	¥2,431 1131
30.12.20 B	お振込 立寄金位(仮)中	350,000	¥352,431 113A
30.12.25 D		30,190	¥322,241 1130
30.12.25 D		2,431	¥319,810 1130
31.01.11 D		8,648	¥311,162 1131
31.01.11 D		27,860	¥283,302 1131
31.01.21 E	クレジット	4,864	ヒタチキヤピタル ¥278,438 1131
31.02.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキヤピタル ¥276,006 1131
<hr/>			
31.03.07 D		3,570	¥272,436 1131
31.03.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキヤピタル ¥270,004 113B
31.04.15 B	お振込 オツシ キカイヨムカ	70,000	¥340,004 113B
31.04.22 E	クレジット	2,432	ヒタチキヤピタル ¥337,572 113B

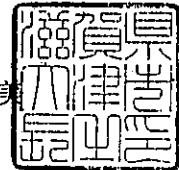


大議議総第 276 号
平成30年11月30日

会 派 名 清正会

代表者氏名 谷 祐治 様

大津市長 越 直美



政務活動費交付決定通知書(平成30年度分)

平成30年11月1日付けで申請のあった政務活動費の交付について、次のとおり決定したので、大津市議会政務活動費交付規則第3条第1項の規定により通知します。

政務活動費交付決定額 350,000円
(@70,000×5か月×1名)

支出伝票

会派名： 清正会



伝票作成日	平成30年12月25日	
支出決定	代表者印	経理責任者印
	谷	谷
科目		
金額	30,190円	
内容	政務活動費入金までの借り入れの返金	
支払先	谷 祐治	
支出年月日	平成30年12月25日	
摘要	政務活動費入金までの借り入れ（収支番号1）を返金するもの	
領収書 添付欄		



#####		267825		
30.11.01 A	ご新規		0	¥0 1131
30.11.12 A			30,190	¥30,190 1131
30.11.13 D		30,190		¥0 1130
30.12.19 A			2,431	¥2,431 1131
30.12.20 B	お振込 株式会社イロハシ		350,000	¥352,431 113A
● 30.12.25 D		30,190		¥322,241 1130
30.12.25 D		2,431		¥319,810 1130
31.01.11 D		8,648		¥311,162 1131
31.01.11 D		27,860		¥283,302 1131
31.01.21 E	クレジット	4,864	ヒタチキャピタル	¥278,438 1131
31.02.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥276,006 1131
<hr/>				
31.03.07 D		3,570		¥272,436 1131
31.03.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥270,004 113B
31.04.15 B	お振込 オオツシ キカイウムカ		70,000	¥340,004 113B
31.04.22 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥337,572 113B

支 出 伝 票

会派名： 清正会

伝票作成日	平成30年12月25日	
支出決定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
		
科 目		
金 額	2,431円	
内 容	政務活動費入金までの借り入れの返金	
支払先	谷 祐 治	
支出年月日	平成30年12月25日	
摘 要	政務活動費入金までの借り入れ（収支番号3）を返金するもの	
領収書 添付欄		



#####		267825		
30.11.01 A	ご新規		0.	¥0 1131
30.11.12 A			30,190	¥30,190 1131
30.11.13 D		30,190		¥0 1130
30.12.19 A			2,431	¥2,431 1131
30.12.20 B	お振込		350,000	¥352,431 113A
30.12.25 D		30,190		¥322,241 1130
● 30.12.25 D		2,431		¥319,810 1130
31.01.11 D		8,648		¥311,162 1131
31.01.11 D		27,860		¥283,302 1131
31.01.21 E	クレジット	4,864	ヒタチキャピタル	¥278,438 1131
31.02.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥276,006 1131
<hr/>				
31.03.07 D		3,570		¥272,436 1131
31.03.20 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥270,004 113B
31.04.15 B	お振込		70,000	¥340,004 113B
31.04.22 E	クレジット	2,432	ヒタチキャピタル	¥337,572 113B